

## アイスタート鹿角本部会則（標準会則）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、アイスタート鹿角本部という。

（構成）

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、鹿角市老人クラブ連合会内におく。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、“健康・友愛・奉仕”を基本に、「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第5条 本会は、第4条に掲げる目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- (2) 心とからだの健康づくり活動
- (3) 相互に支え合う友愛活動
- (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- (5) すべての実践の基礎となる学習活動
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

### 第2章 会員

（会員の要件）

第6条 会員は、鹿角市老人クラブ連合会本部事務局を拠点とする概ね60歳以上の者とする。  
ただし、60歳未満の者の入会を妨げない。

2 会員は、必要により次のとおり区分する。

- (1) 正会員（正会費を納入した者）
- (2) 準会員（準会費を納入した者）

3 会員は、この会則の定めるところにより会費を納入するものとする。

（加入）

第7条 本会への加入を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

（休会・退会）

第8条 休会または退会を希望する会員は、本会会長に届け出るものとする。

### 第3章 役員

（役員構成・定数）

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名（男女各1名）
- (3) 会計長1名
- (4) 幹事若干名（男女各同数）

(5) 監事 2 名

(役員を選任方法)

第 10 条 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 会計長は、本会の会計を処理する。

4 幹事は、本会の業務を処理する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期・補充)

第 12 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

#### 第 4 章 会議

(会議の種類)

第 13 条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 幹事会

(会議の構成)

第 4 集 総会は、全会員をもって構成する。

2 幹事会は、会長・副会長・会計長・幹事をもって構成する。

(会議の権能)

第 15 条 総会は、次の事項について決定する。

(1) 年度活動計画に関する事項

(2) 年度予算及び決算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

(4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項

(5) その他会長が附議した事項

2 幹事会は、第 1 項を除き、業務遂行上必要な事項について決定し、本会の運営にあたる。

(会議の開催)

第 16 条 総会は、毎年 1 回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の招集)

第 7 条 会議の招集は、会長が行う。

2 会長は、会員の相当数または監事から、会議に附議すべき事項を示して総会の開催を請求された場合は、その請求があった日から 30 日以内に、これを招集しなければならない。

(会議の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。

2 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第 19 条 会議の議事は、出席者の賛成多数により決する。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、必要により次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1)開催の日時及び場所
- (2)会員数及び出席会員数
- (3)議事の内容及び結果

2 議事録には、その総会に出席した会員の中から選出された2名以上の者が、内容を精査し、署名・押印しなければならない。

## 第5章 部会

(部会の設置)

第21条 本会の活動を円滑に進めるため、必要に応じて部会を設置する。

2 部会に関わる規定は、別に定める。

## 第6章 会計

(経費の構成)

第22条 本会の活動に関わる経費は、会費・補助金・寄附金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第23条 本会の会費は総会において決定し、毎会計年度当初にこれを納入する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 帳簿

(帳簿の整備)

第25条 必要により次の帳簿を整備する。

- (1)会則綴り
- (2)会員名簿
- (3)活動計画書及び記録簿
- (4)予算書・決算書及び会計簿
- (5)経費支出及び財産に関わる証拠証券(請求書・領収書・預金通帳等)
- (6)その他必要な帳簿

2 第1項に掲げるもののうち、(1)及び(2)は常備し、その他については当該会計年度終了後5年間保管する。

## 第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第27条 本会を解散しようとするときは、総会の議決を経て、鹿角市の主管課に届け出なければならない。

2 本会が解散した場合の残余財産は、総会の議決を経て、老人保健福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

## 第9章 補則

(施行細則)

第 28 条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て、会長が定める。

附則

- 1 アイスタート鹿角本部第 1 回総会が開催され、本会則が成立するまでは、第 3・4・5 章の規定を除き、鹿角市老人クラブ連合会会長が本会を代表し、会務を統括する。
- 2 この標準会則に基づいてアイスタート鹿角本部に加入し、新生老人クラブを新たに組織するときの会則は、この標準会則に準ずるものとする。
- 3 この標準会則は、平成 26 年 8 月 12 日より実施する。